

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 申告後に見つかった相続財産

Q : 遺産分割が終了し、相続税の申告も期限内に済ませましたが、先日、被相続人の財産として証券会社に預けてあった株式が見つかりました。どうすればよいでしょうか。

A : 遺産分割協議書の作成と相続税の修正申告が必要です。

【解説】

新たな財産が見つかった場合、一般的には、新たに発見された財産について相続人間で遺産分割し、遺産分割協議書を作成します。この場合、当初に作成された遺産分割協議書は有効なものとします。

当初の遺産分割協議書のなかで、新たに発見された財産については相続人〇〇が取得する、と記載しておいた場合には、基本的に新たに発見された財産について相続人間で遺産分割協議書を作成する必要はありません。

ただし、新たに発見された財産が一部の相続人によって故意に隠匿されたものであったり、財産全体の中で大きな割合を占める財産価値を有している場合には、仮に相続人においてその財産の存在を知っていたとするならば、すでに成立している遺産分割のような分割にはどうも同意しなかったと考えられる場合には、当初の遺産分割協議の無効を主張できるでしょう。このような場合には、新たに発見された財産を含めた全体についてあらためて分割協議をすることになります。

また、遺産の額が増加すれば、その分相続税の額にも影響してきますので、相続税の増加する者は修正申告が必要になります。

